

国地達第 15 号

平成 25 年 2 万 5 千分 1 地形図図式（表示基準）を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

国土地理院長 稲葉 和雄

（一部改正）平成 26 年 7 月 1 日 国地達第 19 号

（一部改正）令和 元年 6 月 14 日 国地達第 5 号

平成25年2万5千分1地形図図式
(表示基準)

国土地理院

2万5千分1地形図図式（表示基準）

目 次

第1章	総 則	1
第1節	総 則	1
第1条	目 的	1
第2条	電子地形図の性格	1
第3条	運用に関する指示	1
第2節	表示の原則	1
第4条	表示する事項	1
第5条	表示の原則	1
第6条	表示事項の取舍選択及び色設定	1
第7条	記号及び注記の表示	2
第8条	表示事項の転位	2
第3節	電子地形図の規格	2
第9条	位置の基準	2
第10条	投影法	2
第11条	地形図の範囲及び図名	2
第12条	整 飾	3
第2章	表示項目とその適用	4
第1節	測量の基準点及び標高	4
第13条	測量の基準点及び標高	4
第14条	注記の原則	4
第15条	基準点記号の様式	5
第2節	河川、湖沼及び海	6
第16条	河川、湖沼及び海	6
第17条	河川等の区分	6
第18条	注記の原則	6
第19条	河川等の記号の様式	7
第3節	道 路	9
第20条	道 路	9
第21条	道路の区分	9
第22条	道路の分類	9
第23条	付属する施設等	9
第24条	表示の原則	9
第25条	注記の原則	9

第 26 条	道路の記号の様式	11
第 4 節	鉄 道	17
第 27 条	鉄道	17
第 28 条	鉄道の区分	17
第 29 条	表示の原則	17
第 30 条	注記の原則	17
第 31 条	鉄道記号の様式	18
第 5 節	建物等	24
第 32 条	建物	24
第 33 条	建物の区分	24
第 34 条	建物記号及び表示の原則	24
第 35 条	注記の原則	24
第 36 条	建物記号の様式	25
第 6 節	構造物	29
第 37 条	構造物	29
第 38 条	表示の原則	29
第 39 条	注記の原則	29
第 40 条	構造物記号の様式	30
第 7 節	植 生	33
第 41 条	植生等	33
第 42 条	植生の区分及び表示の原則	33
第 43 条	植生記号の様式	34
第 8 節	特定地区	35
第 44 条	特定地区	35
第 45 条	表示の原則	35
第 46 条	注記の原則	35
第 47 条	特定地区記号の様式	36
第 9 節	陸部の地形	39
第 48 条	陸部の地形	39
第 49 条	等高線及び表示の原則	39
第 50 条	注記の原則	39
第 51 条	陸部の地形の記号の様式	40
第 10 節	水部の地形	44
第 52 条	水部の地形	44
第 53 条	等深線及び表示の原則	44
第 54 条	注記の原則	44
第 55 条	水部の地形の記号の様式	45
第 11 節	境界等	47
第 56 条	境界等	47
第 57 条	境界等の記号の様式	47

第 1 2 節 自然地名、行政名、居住地名	48
第 58 条 自然地名	48
第 59 条 行政名	48
第 60 条 居住地名	48
第 1 3 節 注 記	49
第 61 条 注 記	49
第 62 条 注記の表示	49
第 63 条 使用する文字	49
第 64 条 文字の色	49
第 65 条 書 体	49
第 66 条 字 形	49
第 67 条 字 大	49
第 68 条 字 隔	49
第 69 条 字 列	50
第 70 条 ふりがな	50
第 71 条 アラビア数字	50
第 72 条 注記の配置	51
第 73 条 注記の適用	55
第 3 章 付属資料（主題情報）	57
第 74 条 付属資料（主題情報）	57
附則	59
付録 A 整飾	60
付録 B 包括図	63

2万5千分1地形図図式（表示基準）

第1章 総則

第1節 総則

（目的）

第1条 この図式は、測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量のうち、電子国土基本図（地図情報）（以下「電子国土基本図」という。）から作成する2万5千分1地形図（以下「地形図」という。）について、表示基準を定めることを目的とする。

（地形図の性格）

第2条 この図式において「2万5千分1地形図」とは、電子国土基本図を用いて、地表面の状況を縮尺1/25,000で表現した印刷機により印刷した地図をいい、国土の利用・開発・保全、地域政策、教育、レクリエーション等、広範な利用に供することを目的とする。

（運用に関する指示）

第3条 基本図情報部長は、必要があると認める場合には、この図式に基づく運用に関し指示することができる。

第2節 表示の原則

（表示する事項）

第4条 地形図に表示する事項（以下「表示事項」という。）は、電子国土基本図のうち次章に定めるものとする。ただし、必要に応じ、第3章に定める主題情報を表示することができる。

（表示の原則）

第5条 地形図の表示事項は、電子国土基本図の表示位置及び属性に応じて、正射影の位置又は緯線に直立させて表示する。ただし、別に定める場合、表示位置及び属性を変更して表示することができる。

（表示事項の取捨選択及び色設定）

第6条 表示事項は、地形図への表示を考慮して、適切に取捨選択する。個々の表示は、次章以下に定めるものとする。

2 記号の色は、プロセスカラー印刷の基本色(CMYK)の各要素を101段階で指定した次章で定めるものとし、必要に応じて第3章に定める表示記号から選択できるものとする。

(記号及び注記の表示)

第7条 地形図は、次章以下に定める記号及び注記を表示する。記号の表示位置は、別に定めのある場合を除き、次の各号によるものとする。

- 一 記号が重複する場合は、それぞれを重ねて表示する。ただし、立体関係にある場合は、下方のものを間断するなどして表示する。
- 二 道路、鉄道及び建物が近接する場合は、記号を接するか又は必要に応じて現況と著しく異なることのない程度に離して表示する。

(表示事項の転位)

第8条 表示事項の表示位置は、やむを得ない場合に限り、次の各号に掲げる必要最小限の転位を行うことができる。

- 一 表示事項の形状及び関係位置は、転位によって現況と著しく異なることのないようにしなければならない。
- 二 転位の優先順位は、以下のとおりとする。
電子基準点・三角点>海岸線・1条河川>道路>鉄道>2条河川>建物・構造物等の人工物>崖等自然物>植生>行政界・注記等の無形物
- 三 転位する場合の平面位置の移動は、図上0.5mm以内とする。ただし、やむを得ない場合に限り、図上1.2mmまで移動させることができる。

第3節 地形図の規格

(位置の基準)

第9条 地形図の位置の基準は、測量法第11条の規定による。

(投影法)

第10条 地形図の投影法は、ユニバーサル横メルカトル図法とする。

(地形図の範囲及び図名)

第11条 地形図1枚の区画(以下「図郭」という。)は、グリニッジ子午線と赤道の交点を基準にして、経度差7' 30" 緯度差5' 00" ごとの経線及び緯線によって区画される地域(以下「基本区画」という。)に、隣図との重複部を合わせた区域を原則とする。

- 2 隣図との重複部は、緯度帯によって可変とし、経度差5" ~1' 15" 緯度差20" の範囲とする。
- 3 沿岸部、離島等においては前二項の規定にかかわらず、区画を取り決めることができる。

- 4 地形図は、常にその北方の緯線を上辺とする。
- 5 「図名」とは、次の各号に掲げる基準によって定めた地形図固有の名称をいう。
 - 一 図名は、漢字 8 文字以内、かつ、読み仮名 15 文字以内で選定しなければならない。
 - 二 図名は、当該地形図に注記した居住地名のうち、最も著名なものを選定する。ただし、図名に適した居住地名が存在しない場合は、行政名または自然地名を選定する。
 - 三 漢字で同一図名となる場合については、旧国名等を冠する。
- 6 図名は、前項の基準を著しく満たさなくなった場合を除き、原則として変更しない。

(整飾)

- 第 12 条 「整飾」とは、図郭を表示するとともに、地形図の読解に必要な事項を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。
- 2 整飾は付録 A 及び B に定めるものとし、その他必要な事項を基本図情報部長が定めることができる。

第2章 表示事項とその適用

第1節 測量の基準点及び標高

(測量の基準点及び標高)

第13条 測量の基準点の記号（以下「基準点記号」という。）は、測量の基準点として取得された電子基準点、三角点、地殻変動観測点、水準点並びに地形等として取得された標高点、水面標高及び水深に区分し、図上10cm×10cmの範囲に5～10点を等密度になるように表示する。

2 基準点記号は、別に定めがある場合を除き、記号の重心を真位置に表示する。

(注記の原則)

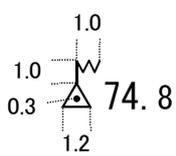
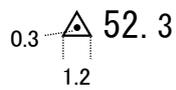
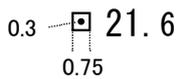
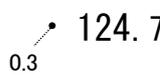
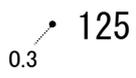
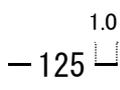
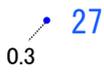
第14条 基準点記号には、標高値を注記する。

2 電子基準点、三角点、地殻変動観測点、水準点及び現地測量による標高点の数値は、メートル以下小数点第1位で、写真測量による標高点、水面標高及び水深は、メートル位で表示する。

3 前項に定めるもののほか、国家基準点は、必要に応じて指示点を付し、名称を注記し、標高値は、メートル以下小数点第1位で表示する。

(基準点記号の様式)

第15条 基準点記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
1	電子基準点		Q1	QQQ100	1. 2
2	三角点・地殻変動観測点		Q1	QQQ100	1. 2
3	水準点		Q1	QQQ100	1. 2
4	標高点	特別標高点 		QQQ100	
		標高点 			
5	水面標高		Q1	QQQ100	
6	水深			100QQ0	

第2節 河川、湖沼及び海

(河川、湖沼及び海)

第16条 河川、湖沼及び海（以下「河川等」という。）とは、陸地内に存在する水の部分及び海をいう。

2 河川等は、1条河川、水涯線及び海岸線の位置並びに水面の範囲を表示するものとする。

(河川等の区分)

第17条 河川は、その幅員に基づき、1条河川及び2条河川に区分する。

2 1条河川は河川中心線により、2条河川は水涯線により表示する。

3 「河川中心線」とは、河川の接続関係を示すもので、湖沼域を含む河川の経路をいう。また、空間及び地下の経路を含むものとする。

4 水涯線及び海岸線は、陸部と水部を区画する水際の境をいい、陸水部においては平水時、海部においては満潮時の正射影を表示する。ただし、小さな凹凸は省略することができる。

(注記の原則)

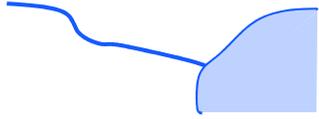
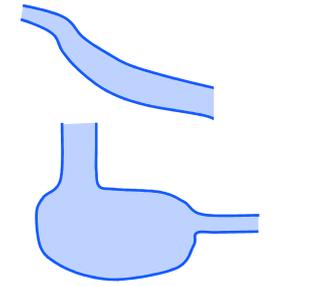
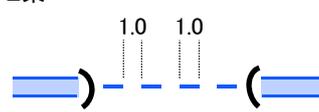
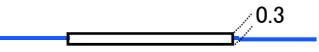
第18条 河川は主要なものについて、湖沼及び海は著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、名称を注記する。

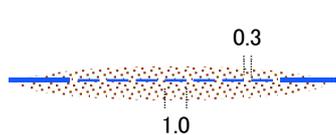
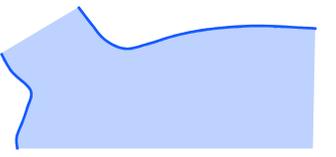
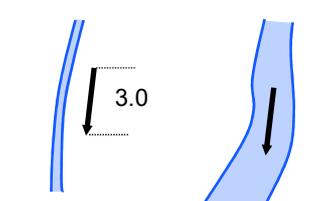
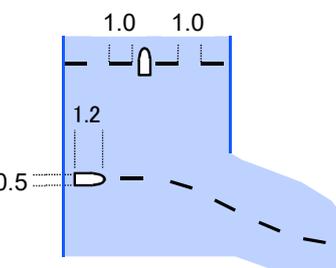
2 同一河川の異なる区間で地域によって異なる名称がある場合は、地域ごとにそれぞれの名称を注記する。また、同一区間で異なる名称がある場合には、区間が短い又は通称と判断できる一方を括弧で囲むか又は後に併記する。

3 湖沼及び海において、同一水面に異なる名称がある場合は、一方を括弧で囲むか又は総面積の小さい名称を後に併記する。

(河川等の記号の様式)

第19条 河川等の記号、流水方向及び水上・海上交通記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
	河川・湖沼	1. 2.	20cm 2cm		
7	1条河川		Q15	100000	2 20
			Q1	60000	25000
8	2条河川・湖沼		Q1	100000 10000	1.0 50
9	地下の水路	1条 	Q1 Q15	100000	1. 20mm
		データ取得レベルが2500 データ取得レベルが25000 2条 	Q1		3 25000
10	空間の水路		Q1	00 0100	

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
	枯れ川	1. 2	1.0		
11	1条の枯れ川		Q15	100Q00	
12	2条の枯れ川		Q1	100Q00	
13	海岸線		Q1	100Q00 100Q00	
14	流水方向		Q2	QQQ100	1. 2
15	水上・海上交通		Q1	QQQ100	1. 2 3 1,000m 500 1,000m

第3節 道路

(道路)

第20条 「道路」とは、人や自動車等のために設けた通路をいい、トンネル、橋、分離帯等道路に付属する施設等を含む。

(道路の区分)

第21条 道路は、徒歩道を除き道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に規定する歩道、自転車道、自転車歩行者道、車道、中央帯、路肩、軌道敷、交通島及び植樹帯で構成される道路の部分の最も外側の線（植樹帯が最も外側にある場合にあつては、当該植樹帯を除いた道路の部分の最も外側の線。以下「道路縁」という。）の間を幅員とし、道路中心線の幅員区分及び実幅員に基づき、記号道路及び真幅道路により区分して表示する。

(道路の分類)

第22条 道路は、次の各号により分類する。

- 一 高速道路、国道、都道府県道及びその他の道路
- 二 有料道路と有料道路以外の道路

(付属する施設等)

第23条 「付属する施設等」とは、道路に付属する施設等で次に掲げるものをいい、道路中心線が保持する属性により分類する。

- 分離帯
- 道路橋
- トンネル
- 雪覆い等
- 庭園路等
- 石段

(表示の原則)

第24条 道路の記号は、道路中心線の位置に表示する。また、幅員及び付属する施設等は、状態及び機能に応じた属性から適切な記号を表示する。

- 2 記号幅以下の間隔で複数の道路が近接している場合は、道路の片側の道路縁を重ねて表示することができる。
- 3 記号幅以下の間隔で複数の道路と鉄道が近接している場合は、幅員3m以上の道路及び真幅道路の片側の道路縁と鉄道記号を重ねて表示することができる。

(注記の原則)

第25条 道路及び付属する施設等の名称は、高速道路、有料道路、専用道路、主要な街道等に注記し、注記方法は次の例による。ただし、市街地等で他の表示事項と

錯雑するため注記することが困難な場合は、省略することができる。

○○自動車道路、△△有料道路、□□街道、自転車専用道路、☆☆トンネル

2 坂、峠等の名称は、道路に付属する施設等の名称に準じ、主要なものを注記する。

3 インターチェンジ等の名称は、次の例に準じて略称注記とする。

○○インターチェンジ→○○ I C

△△ジャンクション→△△ J C T

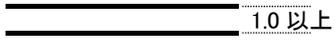
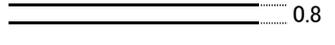
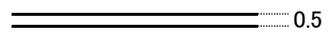
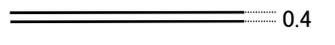
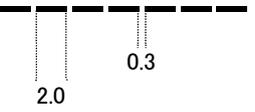
□□サービスエリア→□□ S A

××パーキングエリア→×× P A

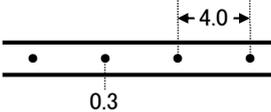
◇◇スマートインターチェンジ→◇◇ S I C

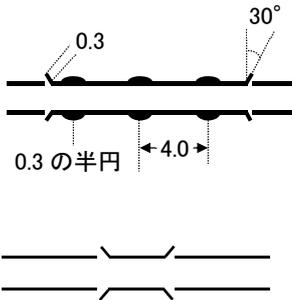
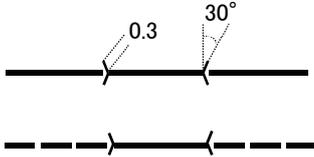
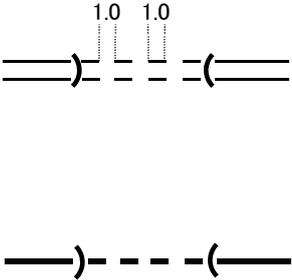
(道路の記号の様式)

第26条 道路の記号の様式は、次の表による。

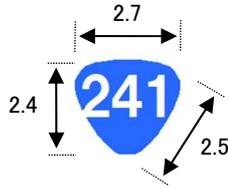
番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
16	真幅道路 (幅員19.5m以上の道路) (4車線以上の道路)	25m以上の道路  1.0以上	Q15	QQ Q100	1. 19.5m 2. Q1mm
		19.5m~25mの道路  0.8・0.9	Q1		
	記号道路 (市街地の道路以外の道路)	1. 19.5m 2. 3.			。
17	13m~19.5m (歩道のある2車線)	 0.8	Q1	QQ Q100	13m 19.5m
18	5.5m~13m (歩道の無い2車線)	 0.5	Q1	QQ Q100	5.5m 13m
19	3m~5.5m (1車線)	 0.4	Q1	QQ Q100	3m 5.5m
20	3m未満 (軽車道)		Q2	QQ Q100	3m
21	1m未満 (徒歩道)	 2.0 0.3	Q2	QQ Q100	1.0m

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
22	高速道路			QQ Q100 7QQ7Q0	1. 2 3 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; justify-content: space-between;"><div style="width: 45%;"></div><div style="width: 45%;"></div></div> 4
23	国道			QQ Q100 Q55350	1. 180 5 27 2

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
				QQ Q100 Q55,35,0	3 Q4mm
24	都道府県道			QQ Q100 QQ35,0	1. 2
				QQ Q100 QQ35,0	Q4mm
25	有料道路			QQ Q100	1. 2 3mm 3m 3 4 5

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
26	分離帯		Q1	QQ Q100	13m
27	道路橋	記号幅員 0.3mm 以上の道路 	Q15 Q1	QQ Q100	1. 2. 3. 20cm 4. 1.0cm
		記号幅員 0.3mm 未満の道路 	Q2 () Q1 ()	QQ Q100	1. 橋梁部 2.
28	トンネル(道路)		() Q2 ()	QQ Q100	1. 2. 3. 20mm 4. 5. 2cm

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
29	雪覆い等(道路)		Q08 () Q1 ()	QQ Q100	1. 3m 2. 3. 5.5m 0.6mm 5.5m 25m 1.0mm 25m Q1 4.
30	庭園路		Q1	QQQ100	1. 2. 5.5m 0.4mm 5.5m 0.5mm 13m 13m 19.5m 0.8mm 19.5m Q1mm
31	石段		Q1	QQQ100	1. 2. 5.5m 0.4mm 5.5m 13m 0.5mm 13m 19.5m 0.8mm 19.5m Q1mm

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
32	国道番号			青 白	1. 2

第4節 鉄道

(鉄道)

第27条 「鉄道」とは、車両の走行のため、レール等を設けた軌道及び索道をいい、駅、トンネル、橋等の鉄道に付随する施設を含む。

(鉄道の区分)

第28条 鉄道は、普通鉄道、地下鉄及び地下式鉄道、路面の鉄道、特殊鉄道並びに索道（リフト等）に区分する。

(表示の原則)

第29条 鉄道記号は、単線の場合は軌道の中心に、複数の軌道を有し平行する軌道間の距離が図上0.6mm未満の場合は、複数の軌道の間付近を1本の記号で表示する。

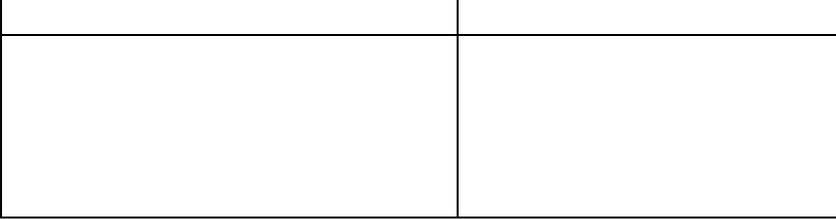
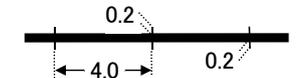
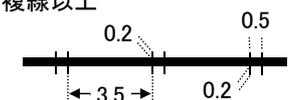
(注記の原則)

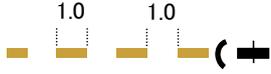
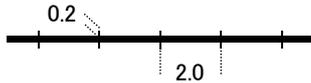
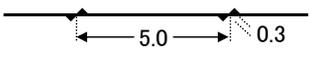
第30条 特殊鉄道及び索道（リフト等）を除く鉄道の名称は、全て注記する。ただし、市街地等で他の表示事項と錯雑するため、注記することが困難な場合は省略することができる。

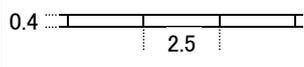
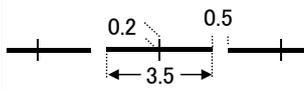
2 複数の路線を一つの鉄道として表示した場合は、適宜、選択して主要なものを注記する。

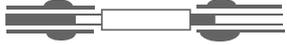
(鉄道記号の様式)

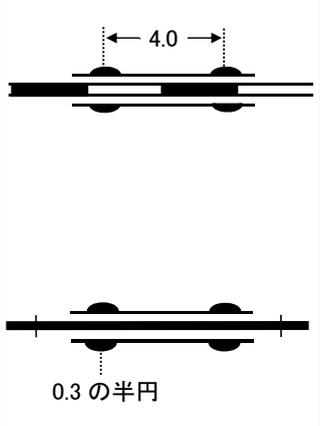
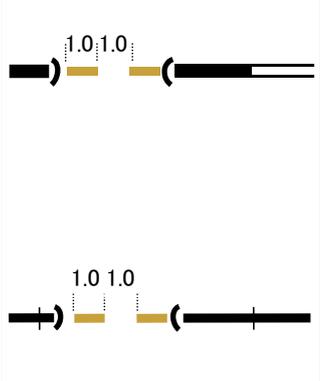
第31条 鉄道の記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
	普通鉄道	1. 61 92 2. 3.  4. 5.			10 76
33	JR線	単線  複線以上 	Q1 Q4	QQQ100	Q4mm Q1mm Q4mm
34	JR線以外	単線  複線以上 	Q3 Q1	QQQ100	1. Q3mm 2.

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
35	側線		Q15	QQQ100	1. 2 3 地下部分の側線は表示しない。 4
36	地下鉄及び地下式鉄道		Q3	4Q6Q95,10	1. 2
37	路面の鉄道		Q15	QQQ100	「路面の鉄道」とは、道路上に敷設された鉄道をいい、
38	特殊鉄道		Q2 Q1	QQQ100	1. 2
39	索道(リフト等)		Q1	QQQ100	1. () () 2

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
	建設中又は運行休止中の鉄道	1. 2 3 4 5 6			
40	JR線		Q1	QQQ100	Q4mm 25mm
41	JR線以外		Q3 Q1 Q2	QQQ100	JR

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
42	駅	JR線	Q1	QQQ100 4Q6Q95,10	1.
					2.
					30mm 20mm
		JR線以外			3.
					4.
		地下鉄及び地下式鉄道(トンネル内を含む)			5.
					6.
					7.
	8.				
		路面の鉄道			
		特殊鉄道			
		索道			

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
43	鉄道橋 (高架部)		Q1	QQQ100	1. 2 1.0mm 3 20mm 4 5 20mm
44	トンネル		Q3 Q2 ()	QQQ100 4Q6Q9510	1. 2 0.3mm 3 2mm 4 5 6 20mm

番号	名称	様式			適用	
		記号	線幅	色		
45	雪覆い等		0.08 (斜線)	0.1 (外形)	QQQ100	1. 2. 3.

第5節 建物等

(建物)

第32条 「建物」とは、居住その他の目的で構築された建築物をいう。

(建物の区分)

第33条 建物は、普通建物、堅ろう建物、高層建物及び無壁舎に区分する。

(建物記号及び表示の原則)

第34条 建物記号は、建物の機能を明らかにするために定めた記号とする。

- 2 主要な公共施設は、建物記号又は施設の名称等を注記する。
- 3 建物記号の表示位置等は次の各号による。
 - 一 建物内部に表示できる場合は、建物中央に表示する。
 - 二 普通建物、堅ろう建物及び高層建物の一部に建物記号を表示する場合は、該当位置に表示する。
 - 三 建物内部に表示できない場合は、必要に応じて建物内部に指示点をおき、上、下、右、左の優先順位に基づき表示する。
- 4 都市部、合同ビル内等において、記号の表示が不適当な場合は、記号を省略することができ、同一の建物内に記号の異なる複数の機関が同居している場合は、主要なものを選択して表示する。

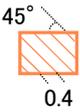
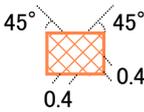
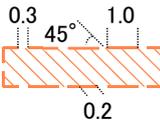
(注記の原則)

第35条 建物は、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、名称を注記する。

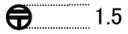
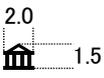
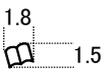
- 2 建物に注記した場合、建物記号は表示しない。
- 3 ショッピングセンターの名称は、次の例に準じて略称注記とする。
○○ショッピングセンター→○○SC
- 4 過去に起きた自然災害に関する情報を伝承する施設は、名称を注記することができる。

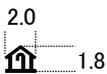
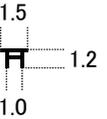
(建物記号の様式)

第36条 建物の記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
46	普通建物		Q1	Q55,750 Q25,400	1. 2 適宜、総合又は修飾して表示することができる。
47	堅ろう建物		Q2 Q08	Q55,750	1. 60m 2
48	高層建物		Q2 Q08	Q55,750	60m
49	無壁舎		Q1 Q08	Q45,500	1. 2 3 1.0 4

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
50	建物記号 市役所 特別区の 区役所		Q2 Q1	QQQ100	
51	町村役場 政令指定 都市の区 役所		Q2	QQQ100	(22 67) 252 19 1
52	官公署		Q2	QQQ100	1. 2 3
53	裁判所		Q2	QQQ100	1. 22 59 2 1
54	税務署		Q2	QQQ100	11 95 24 1
55	消防署		Q2	QQQ100	22 226 9 1 2
56	保健所		Q1 Q2	QQQ100	22 101 5 1
57	警察署		Q2	QQQ100	1. 29 162 47 1 53 1 2

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
58	交番		Q2	QQQ100	53 5
59	郵便局		Q2	QQQ100	日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第4項に規定する
	学校	1. 22 26 1 2			
60	小・中学校		Q2	QQQ100	
61	高等学校		Q2	QQQ100	1
62	病院		Q1 Q2	QQQ100	39 8 2 1
63	博物館		Q2	QQQ100	1. 26 285 2 1 29 2
64	図書館		Q15	QQQ100	2 2 25 118

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
65	老人ホーム		Q2	QQQ100	133 20 4 38 20 5 20 6
66	神社		Q2	QQQ100	
67	寺院		Q2	QQQ100	
68	指示点		Q3	QQQ100	

第6節 構造物

(構造物)

第37条 「構造物」とは、道路、鉄道及び建物以外の人工構造物をいう。

(表示の原則)

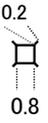
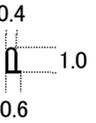
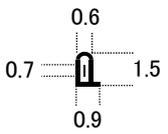
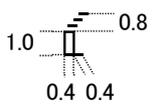
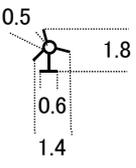
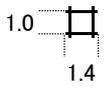
第38条 構造物が多数近接している場合は、適宜、省略して主要なものを表示する。

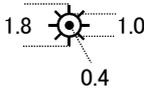
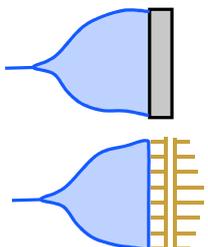
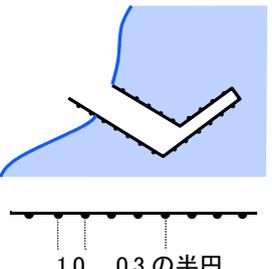
(注記の原則)

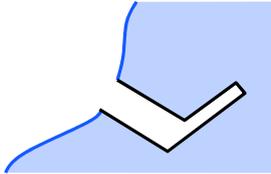
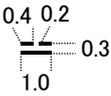
第39条 構造物は、別に定める場合を除き、著名なもの又は地域の状況を表現するため必要なものについて、固有名（第60条で規定するものをいう。以下同じ。）又は用途の説明を注記する。

(構造物記号の様式)

第40条 構造物の記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
69	高塔		Q1	QQQ100	1. 60m 2. 0.8mm × 0.2mm
70	記念碑		Q1	QQQ100	1. 2.
71	自然災害伝承碑		Q15 Q08	QQQ100	1. 2.
72	煙突		Q1	QQQ100	1. 60m 2.
73	風車		Q	QQQ100	1. 1000 W 2.
74	油井・ガス井		Q1	QQQ100	1. 2.

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
75	灯台		Q1	QQQ100	1. 2 3
76	タンク		Q1 (Q08 ()	Q45,50,05	1. 2 1mm
77	坑口(洞口)		Q2	QQQ100	1. 2 3 0.4mm 0.8mm 0.8mm 0.8mm
78	ダム		Q1 Q1	QQQ100 QQQ10	
79	防波堤等		Q1	QQQ100	1. 2

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
80	棧橋		Q1	QQQ100 QQQ0	
81	水門		Q1	QQQ100	
82	せき	せき(小)  せき(大) 	Q1	QQQ100	1. 1.0mm 1.0mm 2
83	水制	 		QQQ100	1. 2 20 20m 1

第7節 植生

(植生)

第41条 「植生」とは、地表面の植物の種類及びその覆われている状態をいう。

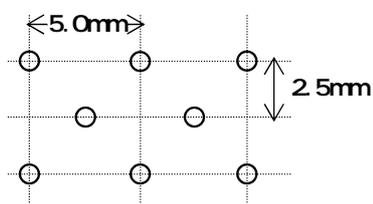
2 「植生記号」とは、植生を示す記号をいう。

3 植生記号は概ね図上5mm四方以上の広さのものを表示し、並木、防風林等で図上幅2.0mm未満かつ長さ1.0cm以上のものは、植生記号を2.0mm間隔で表示する。

(植生の区分及び表示の原則)

第42条 植生は、耕地又は未耕地に区分する。

2 「耕地」とは、耕作して農作物を作る土地をいい、植生記号は、下図に示す間隔及び配列とすることを原則とする。

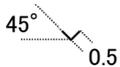
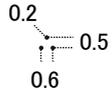
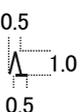
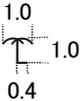


3 「未耕地」とは、耕地以外の植物が生育している土地をいい、その植生記号は、図上10mm×10mmに1~2個の密度で表示する。ただし、山頂、尾根及び谷底には努めて表示しない。

4 複数の植生が混交している場合は、主な植生を表示する。

(植生記号の様式)

第43条 植生記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用	
		記号	線幅	色		
84	耕地	田		Q1	100000	
85		畑		Q1	00000	
86		茶畑			00000	
87		果樹園		Q1	00000	
88	未耕地	広葉樹林		Q1	00000	1. 2m 2. 2m
89		針葉樹林		Q1	00000	1. 2m 2. 2m
90		竹林		Q1	00000	
91		ヤシ科樹林		Q1	00000	
92		ハイマツ地		Q1	00000	
93		笹地		Q1	00000) (
94		荒地		Q1	00000	

第8節 特定地区

(特定地区)

第44条 「特定地区」とは、他の地区と特に区別する必要がある地区をいう。

(表示の原則)

第45条 特定地区は、区域界（以下「特定地区界」という。）又は地点により示す。

2 特定地区界に、その状況を示すため、定められた記号（第47条に示す記号のほか、第5節に示す建物等の記号を含む。）を表示する。ただし、記号が定められていない飛行場、牧場、工場、ゴルフ場、スキー場、競技場、養殖場、演習場及び演習林等は、その境が明らかなものについて、特定地区界を表示するとともに注記する。ただし、その区域内が特定の名称を有さない場合はこの限りではない。

3 地点により示される特定地区については、その地点に定められた記号の表示又は注記する。

(注記の原則)

第46条 特定地区記号には、著名なもの又は地域の状況を表現するため必要なものについて、固有名又は用途の説明を注記する。ただし、固有名により地区の用途を特定できない場合は、必要に応じて「○○ゴルフ場」「○○温泉」等、用途が特定できる固有名を付して表示する。

2 建設中の特定地区は固有名を付さず、「ダム建設中」、「宅地造成中」等と表示する。

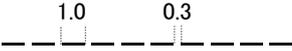
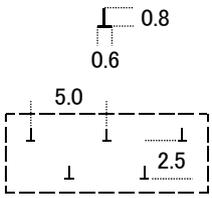
3 ゴルフ場の名称は、次の例に準じて略称注記とする。

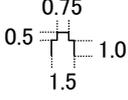
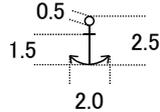
○○カントリークラブ→○○CC

○○ゴルフクラブ→○○GC

(特定地区記号の様式)

第47条 特定地区の記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
95	特定地区界		Q1	QQQ90	1. 5mm×5mm 2.
96	墓地		Q1	QQQ100	1. ×5mm 5mm 2.
97	温泉		Q1	QQQ100	1. 125 23 2.
98	噴火口・噴気口		Q1	QQQ100	1. 2.
99	探鉱地	<p>タングステン</p> 	Q1	QQQ100	1. 2. 3.

番号	名称	様式			適用			
		記号	線幅	色				
100	城跡		Q1	QQQ100	1.			
101	史跡・名勝・天然記念物			QQQ100	1.	214	25	
					2			
					3			
					4			
					5			
					6	109	2	
102	港湾		Q1	QQQ100	1.	2	25	218
					2			
					3			

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
103	漁港		Q1	QQQ100	<p>1. 25</p> <p>137 5</p> <p>2.</p>

第9節 陸部の地形

(陸部の地形)

第48条 陸部の地形は、等高線その他の記号により表示する。ただし、地形の細部については、適宜、総合又は修飾して表示することができる。

(等高線及び表示の原則)

第49条 「等高線」は、標高の等しい点を結んだ曲線をいう。

2 等高線は、原則として転位しない。ただし、道路等の地物が急傾斜となるなど、地形と地物の関係を著しく損なう場合には、等高線を転位することができる。

3 崖及び岩の内部の等高線は、計曲線のみ表示する。

(注記の原則)

第50条 等高線の数値の表示は、次の各号による。

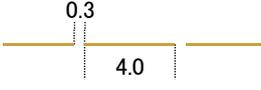
一 数値は、主として次条に定める計曲線、補助曲線及び凹地を示す等高線に表示する。ただし、平地において等高線間隔が広い場合には、主曲線に表示することができる。

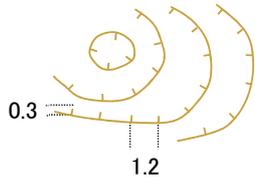
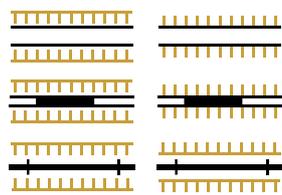
二 等高線数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示する。ただし、曲率の大きい尾根、谷線上には表示しない。

三 表示密度は、基準点を含めて、図上4cm×4cmに1点程度とする。

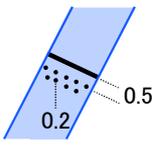
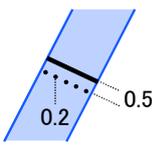
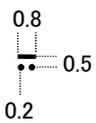
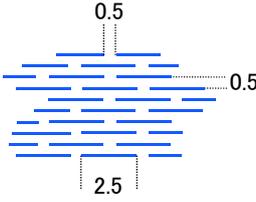
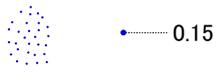
(陸部の地形の記号の様式)

第51条 陸部の地形の記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
104	等高線 主曲線	(主曲線) 	008	35,50,95,0	1. 10m 2
105		(計曲線) 	015	35,50,95,0	3 4
106		(等高線数値) 	45	35,50,95,0	
107	補助曲線		008	35,50,95,0	1. 2 5m 25m 3. 5m

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
108	凹地	(大)  (凹地内の突起部) 	Q15 Q08 ()	35,50,95,0	1. 2.
		(小) 	Q15 Q08 Q1 ()	35,50,95,0	1. 2.
109	崖 土崖	 (切取部) (盛土部) 	Q1	35,50,95,0	1. 5.0m 2m 2. 3. 4.
110	雨裂		Q2	35,50,95,0	1. 1mm 2.

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
111	岩崖		01	35,50,95,0	1. 5m 2cm 2. 1.0mm 1.0mm 3.
112	岩	(大)  (小) 	01	35,50,95,0	1. 0.3mm× 0.3mm 2. 1.5mm× 1.5mm 3. 4.
113	砂れき地			35,50,95,0	5mm× 5mm

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
114	滝	(大)   (小) 	Q2	QQQ100	1. 50m 2. 08mm 08mm
115	湿地		Q1	100QQ0	1. 2. 3mm× 3mm 2mm× 5mm 3. 1.5 30 05
116	万年雪			100QQ0	1. 2. 9 2mm× 2mm 3. Q15 08
117	陰影			緑系で段階的に表現	の色は所定の色とする。

第10節 水部の地形

(水部の地形)

第52条 「水部の地形」とは、湖底における起伏の状態並びに浅海域の干潟及び隠頭岩をいう。

2 湖底の水部の地形は、等深線及び湖底急斜面等の記号により地形の状況が分かるように表示する。ただし、地形の細部については、適宜、総合又は修飾して表示することができる。

(等深線及び表示の原則)

第53条 等深線は、水深の等しい点を結んだ曲線をいう。

2 湖底崖等において等深線を表示することが困難な場合には、省略することができる。

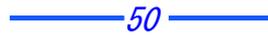
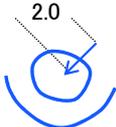
(注記の原則)

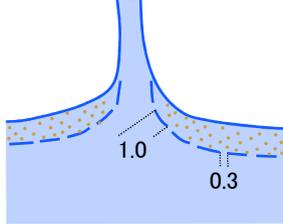
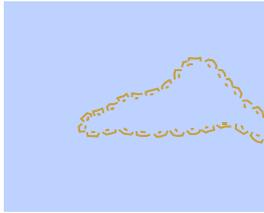
第54条 等深線の数値の表示は、次の各号による。

- 一 数値は、次条に定める計曲線及び補助曲線に表示する。ただし、湖底が平らな地域において等深線間隔が広い場合には、主曲線記号に表示することができる。
- 二 等深線の短径が図上3mm以上の微凹地及び微高地には、等深線の数値を表示する。
- 三 等深線の数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示する。ただし、等深線の曲率が特に大きい部分には表示しない。

(水部の地形の記号の様式)

第55条 水部の地形の記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
118	等深線 主曲線	(主曲線) 	008	100,000	1. 10m 2 50m
119		(計曲線) 	015	100,000	
120		(等深線の数値) 	4.5pt	100,000	
121	補助曲線		008	100,000	1. 2 5m 25m 3 5m
122	凹地		01 ()	100,000	1. 2

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
123	湖底急斜面	(大)  (小) 	Q1	100,000	1. 3m 3mm 2. 1.0mm 1.0mm 3.
124	干潟		Q1 ()	100,000	1. 2. 5mm× 5mm 3. 4.
125	隠頭岩		Q1	35,50,95,0	1. 2. 1.5mm 1.5mm×

第 1 1 節 境界等

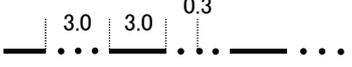
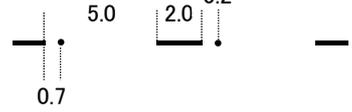
(境界等)

第 5 6 条 「行政界」とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道総合振興局・振興局界及び市区町村界に区分する。

2 「所属界」とは、海域又は行政界未定の湖沼内において、島等の所属を示す境界線をいう。

(境界等の記号の様式)

第 5 7 条 境界等の記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
	行政界	1. 2.			
126	都府県界		Q3 Q1	QQQ100	
127	北海道総合振興局・振興局界		Q3	QQQ100	20 78 41 21
128	市区町村界		Q2	QQQ100	
129	所属界		Q2	QQQ100	

第 1 2 節 自然地名、行政名、居住地名

(自然地名)

第 5 8 条 「自然地名」とは、山、海、島等の名称をいう。

2 山の名称は、主要なものについて、その頂上部に対して注記する。

3 丘、塚、尖峰等の局所的な起伏地形の名称は、山の名称に区分する。

4 谷、沢の名称は、主要なものについて注記する。ただし、河川の記号が表示される場合は、本章第 2 節の規定を適用する。

5 島の名称は、原則として注記する。ただし、他の表示事項と錯雑するため注記することが困難な場合は、省略することができる。

6 島の名称と島における唯一の居住地の名称が同名であり、双方の表示位置が近接する場合は、居住地の名称をもって島の名称を兼ねることができる。

7 山、島の総称、山脈等の注記は、地域の中央に注記する。

8 瀬、淵、河原、州、岬、岩等の名称は、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて注記する。

(行政名)

第 5 9 条 「行政名」とは、市、町、村、特別区の区（以下「市区町村」という。）及び政令指定都市の区の名称をいう。

2 行政名は、地域の中央付近に注記する。ただし、地域が狭小で注記が困難な場合は、省略することができる。

3 市区町村の飛地は、市区町村の名称に続けて「飛地」を付して注記する。

4 島が所属する市区町村の名称を図上で読みとることが困難な場合は、図上 3.0mm × 3.0mm 以上の島について、その行政名を注記する。ただし、多数の島が点在する場合には、所属する行政名をそれらの島々の中央部付近に注記し、個々の島に対する注記は省略する。

(居住地名)

第 6 0 条 「居住地名」とは、地方自治法又は住居表示に関する法律に基づく名称（公称）及び集落の名称（通称）をいい、取得されているデータの位置及び属性に応じて表示する。

2 居住地名の表示は、第 7 2 条の規定に基づき表示する。

第 1 3 節 注記

(注記)

第 6 1 条 「注記」とは、地形図における文字による表示をいい、地域、人工物、自然地物等の固有の名称（以下「固有名」という。）、特定の記号のないものの名称及び種類並びに標高、等高線数値等において用いる。

(注記の表示)

第 6 2 条 注記の表示は、次の各号による。

- 一 注記は、記号等とともに、地形図の内容を完全にし、かつ、読図を容易にするために、指示する位置に的確に表示する。ただし、各節に定めがある場合、これによる。
- 二 注記は、主要な表示事項を間断することにより読図を困難にすることのないよう、別に定めた範囲内において、適宜、その位置を移動して表示する。
- 三 特定の記号のないもので、特に表示する必要がある対象物の位置を示すため、指示点を表示することができる。

(使用する文字)

第 6 3 条 使用する文字の種類は漢字、ひらがな、カタカナ、アラビア数字、ローマ字等とし、漢字において該当する文字コードが、産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）に基づく日本産業規格 JISX-0221 に存在しない場合、当該の文字を外字とし、外字コードを付与し、外字フォントを作成するものとする。

(文字の色)

第 6 4 条 文字の色は、黒色、茶色、青色、緑色、灰色及び白抜きを用いて、第 7 3 条の規定に基づき表示する。

(書体)

第 6 5 条 書体は、ゴシック体とする。

(字形)

第 6 6 条 字形は、直立体と傾斜体を用いて、第 7 3 条の規定に基づき表示する。

(字大)

第 6 7 条 「字大」とは、文字を囲んだ四辺形の高さをいう。

(字隔)

第 6 8 条 「字隔」とは、一つの注記において、隣接する文字と文字との間隔をいい、一つの注記の字隔は全て等間隔とする。

(字列)

第69条 「字列」とは、一つの注記の配列をいい、次の各号による。

- 一 水平字列 文字を横書きにする配列をいい、字列を緯線の接線に対して平行にし、左から右に向かって読むようにする。
- 二 垂直字列 文字を縦書きにする配列をいい、字列を緯線の接線に対して垂直にする。
- 三 斜向字列 線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列、折線字列に区分する。この場合、対象物の傾きが緯線に対して45度未満の場合は横書きに、45度以上の場合は縦書きになるようにする。
 - イ 直線字列 線状対象物に直線で沿った配列をいう。
 - ロ 曲線字列 線状対象物に曲線で沿った配列をいう。
 - ハ 折線字列 前二号並びにイ及びロにより表示することが不適当な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は、緯線の接線に対して平行になるようにする。

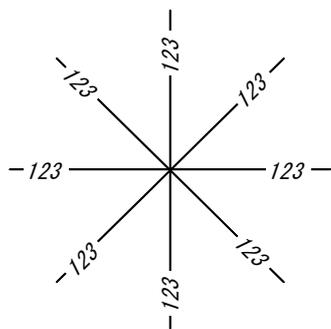
(ふりがな)

第70条 ふりがなは、読みが難解な注記に対して表示し、字大は4ptとする。

- 2 横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示し、漢字との間隔は図上0.2mmとする。

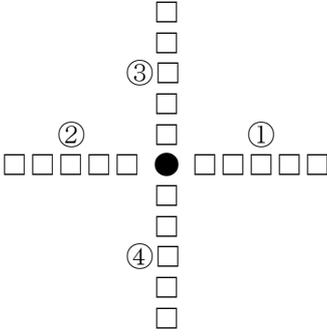
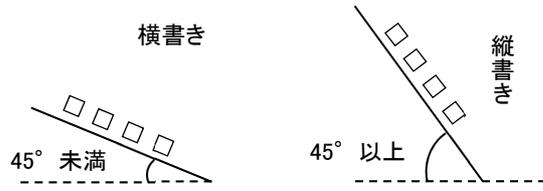
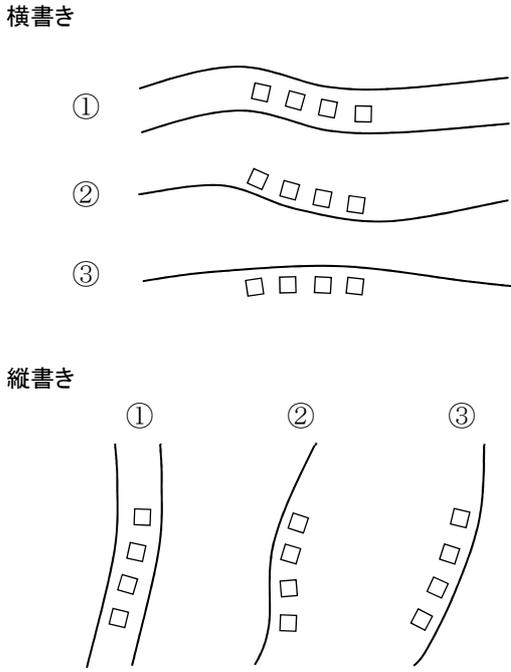
(アラビア数字)

第71条 アラビア数字による注記の向きは、次の図例による。



(注記の配置)

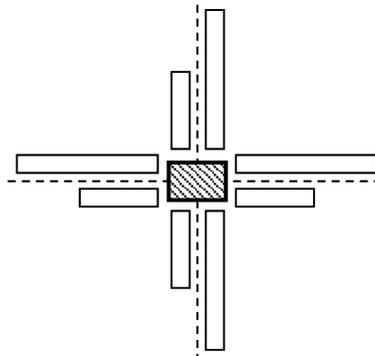
第72条 注記の配置は、次の図例により表示する。

注記の区分	配列	注記の位置及び注記の表示優先順位 ※①②等の数字は表示優先順位を示す。	備考
小対象物	水平字列 垂直字列	 <p>※ 基準点の標高は①又は②とする。(基準点の右側又は左側に水平字列により表示)</p>	0.2mm
線状 対象物	斜向字列 (直線字列) (曲線字列)	<p>横書き</p>  <p>縦書き</p> <p>横書き</p>  <p>縦書き</p>	1/2

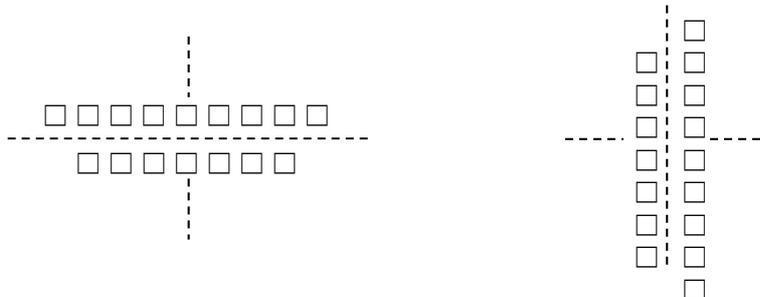
注記の区分	配列	注記の位置及び注記の表示優先順位 ※①②等の数字は表示優先順位を示す。	備考
面状対象物	水平字列		1
	垂直字列		1

2 字列を二列で表示する場合は、字列の間隔を字大の1/2とするほか次の各号による。

一 小対象物の注記にあつては、次の図例のとおり、対象物側の文字をそろえ、二列の間の中心線を対象物の中央に一致させる。



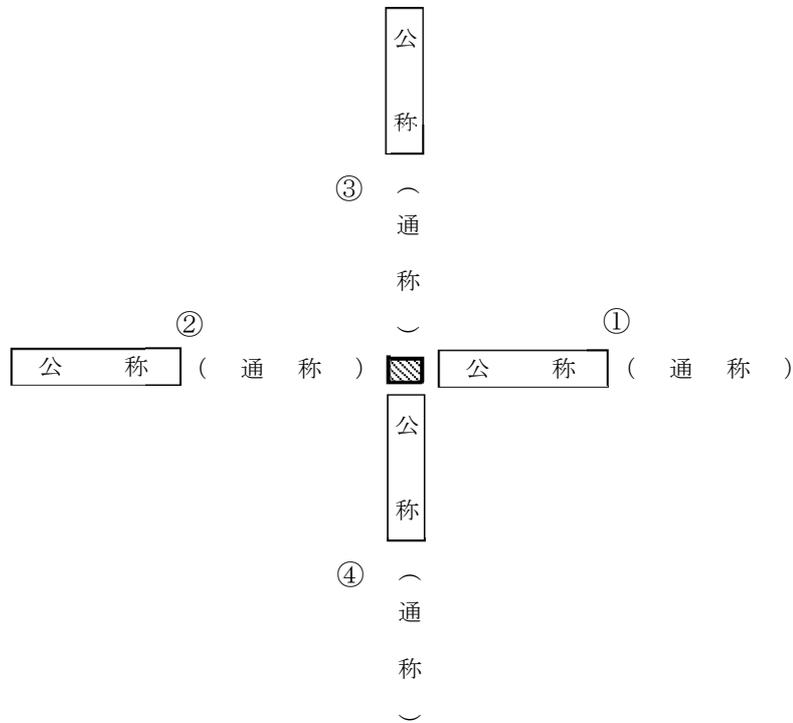
二 面状対象物の注記にあつては、次の図例のとおり、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。



3 公称に通称を併記する場合は、次の図例により表示する。ただし、小対象物及び線状対象物の注記において、下側又は右側に列記する場合、公称及び通称の間隔は、それぞれの字隔と等しくし、面状対象物の注記において、通称の字列が公称より長くなる場合は、通称の字大及び字隔を小さくすることができる。

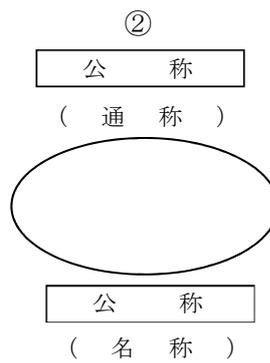
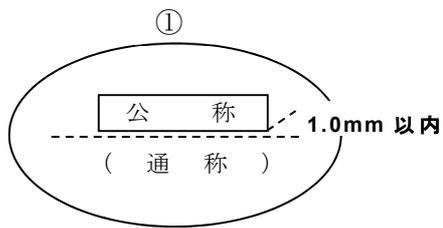
(①②③④は優先順位)

・小対象物

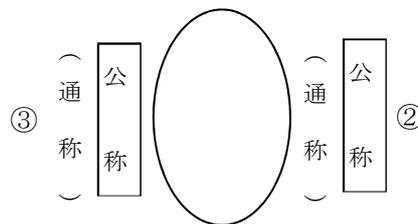
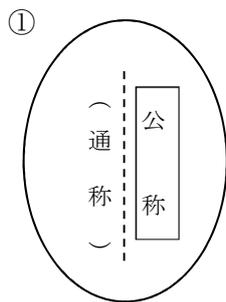


• 面状对象物

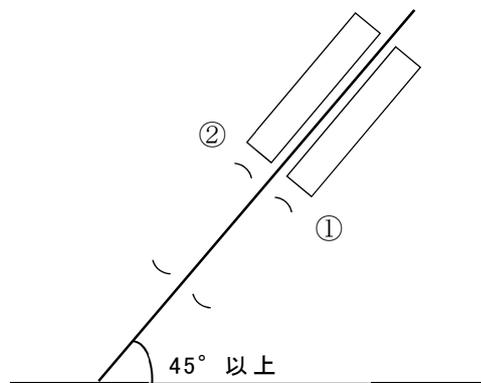
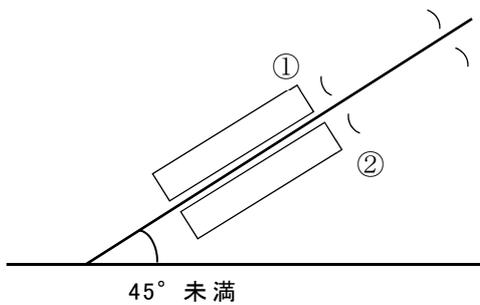
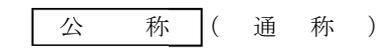
(水平字列)



(垂直字列)



• 線状对象物



(注記の適用)

第73条 注記の適用は、原則として、次の表による。

分類	対 象	字大(pt)	字隔	字形	文字色(CMYK)
基準点等	電子基準点、三角点、地殻変動観測点、水準点、磁気点	整数 4.5 小数 4.0	1/10	直立体	0,0,0,100
	VLBI 観測点				
	特別標高点、標高点、水面標高				
	水深	5	1/10	直立体	100,0,0,0
	等高線数値部	5	1/10	傾斜体	25,50,95,0
	等深線数値部	5	1/10	傾斜体	100,0,0,0
行政区画	市区町村	13	1/4	直立体	0,0,0,100
	飛び地	7.5	1/4		
居住地名	公称	6	1/10	直立体	0,0,0,100
	通称	5.5	1/10	直立体	0,0,0,75
山地	山の総称	11	2	傾斜体	0,0,0,100
	山、岳、峰等	8	1/10		
	尖峰、丘、塚等	6	1/10		
河川、湖池	湖、沼、池、浦等	別表1		傾斜体	0,0,0,100
	河川、用水等	別表2			
	沢、瀬、淵、瀬、谷、峡、雪渓、河原、州、滝、浜、崎、半島、尻、島等	6	1/4		
陸域自然地名	高原、原、森、林、砂丘、湿原	別表1		傾斜体	0,0,0,100
	岩、溶岩、崖、鍾乳洞、温泉、湧水、噴泉、噴火口、峠、坂等	6	1/10		
海域・海岸地形	海、湾、灘、淵、浦、瀬、海峡、瀬戸等	別表1		傾斜体	0,0,0,100
	海岸、浜、半島				
	岬、鼻、崎、磯、敷等	5.5	1/10		
島	群島、列島、島の総称等	別表1		傾斜体	0,0,0,100
	島				
	はえ、岩礁等	6	1/10		
交通施設 (陸上)	道路名	7	1/10	直立体	100,40,100,0
	道路施設(IC、PA、道の駅等)	6	1/10		
	道路構造物(橋、トンネル等)	5.5	1/10		
	国道番号	4	0	直立体	0,0,0,0 (100,50,0,0)
	鉄道路線名	7	1/10	直立体	100,40,100,0
	鉄道駅名	6	1/10		
	鉄道構造物(橋、トンネル、操車場等)	6	1/10		
交通施設 (水上)	港湾名	別表1		直立体	100,40,100,0
	港湾施設(フェリー発着所、埠頭等)	6	1/10		
交通施設 (航空)	空港名	別表1			

分類	対 象	字大(pt)	字隔	字形	文字色(CMYK)
構造物	構造物名称(高塔、煙突等)	6	1/10	直立体	0,0,0,100
	ダム	6	1/10		
	せき	6	1/10		
	河川・海岸施設(水門、堤防)	6	1/10		
土地利用	土地利用名(演習場、ゴルフ場、遊園地、建設予定地等)	別表1		直立体	0,0,0,100
	史跡名勝天然記念物	6	1/10		
	漁港	6	1/10		
	公園	別表1			
建物	合同庁舎	5.5	1/10	直立体	0,0,0,100
	国の機関(合同庁舎、矯正施設及び自衛隊を除く)	5.5	1/10		
	矯正施設(刑務所、少年院等)	5.5	1/10		
	自衛隊・米軍	5.5	1/10		
	都道府県庁	5.5	1/10		
	大学・大学院	5.5	1/10		
	短期大学	5.5	1/10		
	高等専門学校	5.5	1/10		
	特別支援学校	5.5	1/10		
	水族館・動植物園	5.5	1/10		
	発電所等	5.5	1/10		
	料金所	5.5	1/10		
	神社	5.5	1/10		
	寺院	5.5	1/10		
	商業施設	5.5	1/10		
	高層施設	5.5	1/10		
文教施設	5.5	1/10			
その他の主要・著名な建物	5.5	1/10			
その他	ふりがな	4	1/10	直立体	0,0,0,75
	鉱山の鉱種名	4.5	1/10	直立体	0,0,0,100
	その他	6	1/10		

別表 1

注記対象物の図上面積	字大 ^{注1} (pt)	字隔 ^{注1}
4 cm × 4cm 未満	6	1/10
8 cm × 8 cm 未満	9	1/2
8 cm × 8 cm 以上	11	1

別表 2

河川・用水等の図上幅	字大 ^{注2} (pt)	字隔 ^{注2}
2 mm 未満	6	1/4
2 mm 以上 ~ 10 mm 未満	7.5	1/2
10 mm 以上 ~ 30 mm 未満	9	1
30 mm 以上	11	2

注1 字大・字隔は原則として別表1に示すとおりとするが、経過措置として、注記対象物の図上面積が4cm×4cm以上の場合も字大を6pt、字隔を1/10とすることができる。

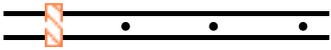
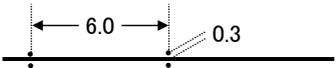
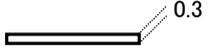
注2 字大・字隔は原則として別表2に示すとおりとするが、経過措置として字大を6pt、字隔を1/10とすることができる。

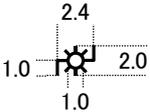
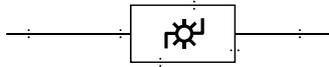
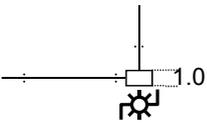
第3章 付属資料（主題情報）

（付属資料（主題情報））

第74条 付属資料は電子国土基本図（地図情報）の基本項目以外の項目で、本図式の適用される以前に取得された2万5千分1地形図の情報に基づいている。ただし、データの確認・更新がなされていないものを含む。

2 付属資料の記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様式			適用
		記号	線幅	色	
130	料金所		Q1 Q08	Q455Q0	
131	電波塔		Q1	QQQ100	
132	送電線		Q1	QQQ100	1. 2 60mm
133	輸送管	(空間) 	Q1	QQQ100	1. 2 Q3mm 2

番号	名称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
134	発電所等		Q2	QQQ100	<p>1.</p> <p>2.</p> <p>3.</p>  <p>4.</p> <p>1mm</p> <p>25m</p> 

附 則

(施行の期日)

第1条 この図式は、平成25年11月1日から適用する。

(図式の廃止)

第2条 平成21年2万5千分1地形図図式(平成21年国地達第13号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この図式の施行前に作成された地形図及びこの図式の施行の際、現に作成中の地形図については、なお従前の例による。

附 則

この達は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この達は、令和元年9月1日から施行する。ただし、第63条の改正規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年5月30日法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

付録A 整飾

1. 整飾

「整飾」とは、図郭を表示し、地形図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。

2. 整飾の表示事項

整飾の表示事項は、次のとおりとする。

- ・ 図郭
- ・ 経緯度の数値及び分目盛
- ・ 隣接地形図の図郭位置
- ・ 地形図の図名
- ・ 地形図の番号
- ・ 索引図
- ・ 地域図
- ・ 行政区画及び行政名
- ・ 地形図の基準
- ・ 測量履歴
- ・ 発行者名
- ・ 発行年月日及び刷数
- ・ 商品コード
- ・ 記号凡例
- ・ 縮尺及び縮尺目盛

3. 図郭の表示

「図郭」とは、第11条に基づく地形図の区画をいい、図上幅0.1mmの黒色線で表示する。ただし、線の内側が図郭線の真位置とする。

4. 基本区画の位置及び分目盛

- (1) 基本区画の位置は、図郭線の外側に幅0.2mm、長さ2mmの黒色線を付して表示する。黒色線には経緯度の数値を付記する。
- (2) 「分目盛」とは、図郭線の外側に表示する経緯度1分ごとの線をいい、幅0.2mm、長さ2mmの茶色線で表示する。

5. 隣接地形図の図郭位置

隣接地形図の図郭位置（重複範囲）は、図郭線の外側に赤色マスク色の三角形で表示する。三角形は高さ1.5mmの正三角形とし、頂点の位置が隣接地形図の図郭線となるように表示する。

6. 地形図の図名

地形図の図名は、左上の水色の枠内に表示し、読み仮名を入れる。また、右下の縮尺目盛りの上にも表示する。

7. 地形図の番号

- (1) 地形図の番号は、地球上における地形図の位置を示すもので、100万分1日本、20万分1地勢図、5万分1地形図及び2万5千分1地形図の番号を連記して、「NI-54-24-7-1」のように表示する。また、その下には、20万分1地勢図の名称に5万分1地形図及び2万5千分1地形図の番号を併記し、「(水戸7号-1)」のように表示する。
- (2) 番号は区画に含まれるもののうち代表的なものを一つ表示する。

8. 索引図

「索引図」とは、その地形図に隣接する図名及びそれらの関係位置を示す図をいい、表示は次の各号による。

- ①中央部に当該地形図図名を配置し、関係地形図の図名を表示する。
- ②当該地形図の図郭は、幅 0.1mm の黒色線を表示し、内部を茶色とする。
- ③当該地形図が、索引図の範囲に分図を持つ場合は、分図も含めて②を適用する。
- ④分図の位置関係を示すため、矢印を表示することができる。
- ⑤図名の字数が 6 文字以上の場合は、これを適宜の字数にわけて 2 行として表示する。

9. 地域図

- (1)「地域図」とは、250 万分 1 の地図において、当該地形図の本図の位置を示した図をいう。
- (2) 当該地形図の位置は茶色で示し、水部は水色で表示する。また、次の各号の地物等から適宜選択して表示する。

- ①海・湖
- ②地域を代表する都市の名称及び市役所等の位置
- ③都道府県の名称及び境界
- ④主要な島・山・湖等の名称

10. 行政区画及び行政名

- (1)「行政区画」とは、当該地形図内における行政区画の概形を示す図をいう。
 - ①行政界、海岸線及び主要な湖の湖岸線を表示し、水部を水色とする。
 - ②各行政区画には、行政コード順にアルファベットの索引文字を表示する。ただし、北海道については、当該市町村を所管する総合振興局及び振興局（以下「振興局」という。）ごとにまとめて表示する。
 - ③行政区画の外側に図郭線延長を 0.01cm 単位で表示する。
- (2) 行政名は、行政コード順に表示し、町村については郡名を併せて表示する。ただし、北海道については、市町村名の上段に振興局名を表示し、当該振興局の所管する市町村を行政コード順に表示する。
- (3) 当該地形図が行政区画の範囲に分図を持つ場合には、分図についても表示する。
- (4) 当該地形図に未定境界がある場合、該当する行政名を列挙して表示する。

11. 地形図の基準

「地形図の基準」とは、次の各号に規定する経緯度及び高さの基準、図式等をいい、「○」に文字又は数値を入れて表示する。

- ①経緯度の基準は世界測地系
- ②（湖沼調査した湖を含む場合）
高さの基準は、○○○の○○海面、湖沼の深さの基準は、その湖沼の基準水面
（湖沼調査した湖を含まない場合）
高さの基準は、○○○の○○海面
- ③等高線及び等深線の間隔は、10 メートル
- ④投影はユニバーサル横メルカトル図法、座標帯は第○○帯、中央子午線は東経○○○°
- ⑤図式は平成 25 年 2 万 5 千分 1 地形図図式
- ⑥磁気偏角は西偏○° ○○′
- ⑦図郭に付した▽は隣接図の図郭の位置、▽は日本測地系による地形図の図郭の位置
- ⑧図郭に付した数値は、黒色の短線の経緯度（茶色の短線は、経緯度 1 分ごとの目盛）

12. 測量履歴

- (1)「測量履歴」とは、調製年月をいう。
- (2) 調製年月は、当該地形図を電子国土基本図データベースから図郭にあわせて切り出し、調製作業を行った年月を表示する。

13. 発行者名

発行者名は、「著作権所有兼発行者 国土地理院」と表示する。

14. 発行年月日及び刷数

- (1) 「発行年月日」とは、刊行年月日をいう。
- (2) 刷数は新刊時に1刷とし、補給印刷時に指摘事項等の訂正を行った場合は、1を加える。

15. 商品コード

商品コードは、日本産業規格により制定されている JAN コードを用い、左下に表示する。

16. 記号凡例

記号凡例は、主要なものを下段に表示する。

17. 縮尺及び縮尺目盛

- (1) 縮尺は2万5千分1とし、左上及び右下に表示する。
- (2) 右下の縮尺の下には、長さ8cmの縮尺目盛を表示する。

付録B 包括図

1. 定義

- (1) 「包括図」とは、地形図の海部に岬、離島等を分図として挿入したものをいう。
- (2) 分図の縮尺は、原則として、2万5千分1とする。

2. 本図と接する分図

包括図として、分図を挿入する地形図（以下「本図」という。）と分図が接している場合には、原則として、本図及び周辺図との間に重複部を確保して分図を作成する。

3. 本図と接しない分図

- (1) 本図と分図が接していない場合には、分図に図名及び上段の地形図番号を付与し、本図と分図の位置関係を表す、位置図を表示する。
- (2) 位置図の縮尺は、原則として、50万分1とする。ただし、必要に応じて異なる縮尺とすることができる。

4. 地形図の基準

分図において、地形図の基準、測量履歴が本図と異なる場合には、分図の図郭下に表示する。